

広島県告示第二百八十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
船越六丁目十七地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	安芸郡	町村	海田町	大字	海田市	字	日浦山	地番	標柱番号
広島市 安芸区	船越 六丁目							一一二六番 一一二七番一	標柱一号 標柱二号
								一五一九番 一五一四番 一五〇七番七	標柱三号 標柱四号及び五号 標柱六号